

## にぎわい交流館【交流施設】をご利用される場合の注意事項

- ◆ 施設使用の際に許可証が必要です。  
窓口または電話にて空き状況を確認し、施設使用許可申請書を提出してください。  
受付状況により、ご希望時間にご利用いただけない場合があります。
- ◆ 施設は有料施設です。  
ご利用料金は、1日当たり2,000円となっております。
- ◆ ご利用料金は、別添「貸館施設案内」をご覧ください。  
利用料の納付方法については、別添「貸館利用受付について」をご覧ください。
- ◆ 施設利用は、お申し込み時間以外にご利用出来ません。  
エレベーターはございませんので、単体で大きなオブジェ等は搬入できない場合があります。
- ◆ 施設をご利用いただける時間は  
午前7時00分～午後8時00分となっております。
- ◆ 施設使用について、主な禁止事項は、下記のとおりです。
  - ・喫煙、コンロ、引火性の物質等は厳禁
  - ・施設の毀損・汚損・滅失等する行為
  - ・飲酒を伴う宴会など
  - ・他の営業等に影響する大音量および振動
  - ・未成年のみでの利用
  - ・風営法及び暴対法等に抵触する恐れのある利用(関係者含む)
  - ・その他危険行為および良俗に反する利用...etc上記の行為に伴い発生する復旧費用等(第3者に及ぼした損害等含む)をご利用者へ負担いただく場合もあります。
- ◆ 施設使用後は、長机やイス等を元あった場所へ戻し清掃してください。
- ◆ ゴミ等が出た場合は、必ずお持ち帰りください。
- ◆ 施設から出られる際は、電気、空調等の切り忘れにご注意ください。
- ◆ 津山市津山駅北口広場条例等関係する規則を順守してください。
- ◆ 受付およびお問い合わせ時間は(市役所業務時間内のみ)  
午前8時30分～午後5時00分までとします。  
津山市役所 都市計画課 0868-32-2097